

金属くず営業条例施行規則

〔昭和39年4月1日〕
公安委員会規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、金属くず営業条例(昭和39年兵庫県条例第56号。以下「条例」という。)に基づき、規則に委任された事項及び条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由等)

第2条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する書類は、金属くず商に係るものについてはその営業所(2以上の営業所に係る書類を提出するときは、当該営業所のうちいずれか一の営業所)の所在地を管轄する警察署長を、金属くず行商に係るものについては住所又は居所(県内に住所及び居所を有しないときは、主たる行商地域)を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(許可の申請)

第3条 条例第3条の規定により金属くず商の許可を受けようとする者は、金属くず商許可申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて公安委員会に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ア 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。以下同じ。)

イ 条例第4条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

エ 未成年者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)にあつては、法定代理人の同意書

(2) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 定款及び登記簿の謄本

イ 役員に係る前号アに掲げる書類

ウ 役員に係る前号イに掲げる書類

エ 役員に係る前号ウに掲げる書類

(3) 選任する条例第12条第1項の管理者に係る次に掲げる書類

ア 第1号アに掲げる書類

イ 第1号ウに掲げる書類

ウ 条例第12条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
(金属くず商許可証)

第4条 条例第5条第1項の公安委員会規則で定める様式は、様式第2号のとおりとする。

(許可証の再交付)

第5条 条例第6条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第3号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 損傷したことによつて再交付を受けようとする場合は、前項に規定するもののほか、許可証を添えるものとする。

(許可証の返納)

第6条 条例第8条の規定により許可証を返納しようとする者は、返納理由書(様式第4号)に、許可証を添えて公安委員会に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第7条 条例第9条第1項の規定により条例第3条各号に掲げる事項に変更があつた旨の届出をしようとする者又は条例第9条第2項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、金属くず商変更届出・書換申請書(様式第5号)に、変更事項を証明するに足る資料及び許可証(書換えを受けようとする場合に限る。)を添えて公安委員会に提出しなければならない。ただし、条例第3条第2号及び第3号に掲げる事項の変更に係る金属くず商変更届出・書換申請書を提出するときは、当該変更に係る営業所の所在地を管轄する警察署長を経由することができる。

(経由警察署長の変更等)

第8条 金属くず商は、第2条の規定により経由した警察署長(以下「経由警察署長」という。)の管轄区域内に営業所を有しないこととなつた場合において、条例第9条第1項の規定により公安委員会に条例第3条第2号に掲げる事項の変更に係る金属くず商変更届出・書換申請書を提出するときは、当該届出書とともに、当該金属くず商が現に有する営業所(2以上の営業所を有する者にあつては、その者が選択したいずれかの営業所)の名称及び所在地を記載した経由警察署長変更届出書(様式第6号)を経由警察署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により経由警察署長変更届出書を提出した金属くず商については、当該経由警察署長変更届出書に記載された営業所の所在地を管轄する警察署長を経由警察署長とみなしてこの規則の規定を適用する。

(標識)

第9条 条例第10条の公安委員会規則で定める様式は、様式第7号のとおりとする。

(帳簿等)

第10条 金属くず商が条例第11条第1項の規定により記載をする帳簿は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の帳簿の記載については、次の各号によるものとする。

(1) 金属くずの品目は、そのものの使用価値があつたときの名称及び品質を併記するものとし、名称の識別の困難なもの又は細小なものについては、品質ごと一括記

載すること。

- (2) 金属くずの特徴は、特異な形状又は模様等を記載すること。
- (3) その帳簿に既に記載のある相手方で住所等に変更のないときは、氏名のみを記載すること。

3 条例第11条第1項の公安委員会規則で定める帳簿に準ずる書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

- (1) 条例第11条第1項の規定により記載すべき事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類
- (2) 取引伝票その他これに類する書類であつて、条例第11条第1項の規定により記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

4 金属くず商は、条例第11条第1項の規定により前項第2号に掲げる書類に記載をしたときは、当該書類を当該営業所における取引の順にとじ合わせておかなければならない。

(帳簿等又は電磁的方法による記録の損傷等の届出)

第11条 条例第11条第2項の規定により帳簿等又は電磁的方法による記録を損傷し、亡失し、又は盗み取られた旨の届出をしようとする者は、帳簿等損傷(亡失、盗難)届(様式第9号)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の届出が損傷によるものである場合は、損傷した帳簿等を添えるものとする。
(署名の方法等)

第12条 条例第15条第1項に規定する署名は、当該金属くず商又はその代理人、使用人その他の従業者の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、金属くず商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、同項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようしなければならない。

(品触れの解除)

第13条 条例第16条第1項の規定による品触れは、その保存期間内であつても目的が達せられたときは、速やかに品触れ解除通知書(様式第10号)をもつて解除しなければならない。

(差止めの方法及び解除)

第14条 条例第17条の規定による差止めは、保管命令書(様式第11号)を交付して行うものとする。

2 差止めの期間は、必要最少限度に止め、その期間内であつても目的が達せられたときは、速やかに保管命令解除通知書(様式第12号)をもつて解除しなければならない。

(行商の届出)

第15条 条例第23条の規定により金属くず行商の届出をしようとする者は、金属くず行商届(様式第13号)に、次に掲げる書類を添えて公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 写真(提出の日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ2.

5センチメートル以上、横の長さ2.0センチメートル以上のもの)

(金属くず行商の証)

第16条 条例第24条第1項の公安委員会規則で定める様式は、様式第14号のとおりとする。

(行商の証の検認)

第17条 条例第24条第2項の規定により行商の証の検認を受けようとする者は、行商の証を有効期間満了の15日前までに、公安委員会に提出しなければならない。

(行商の証の再交付及び返納)

第18条 第5条の規定は条例第25条の規定により行商の証の再交付を受けようとする者について、第6条の規定は条例第26条の規定により行商の証を返納しようとする者について準用する。この場合において、第5条中「許可証」とあるのは「行商の証」と、「許可証再交付申請書(様式第3号)」とあるのは「行商の証再交付申請書(様式第15号)」と、「第6条中「許可証」とあるのは「行商の証」と読み替えるものとする。

(行商の証の書換え)

第19条 条例第27条の規定により行商の証の記載事項に変更があつた旨の届出をしようとする者は、行商の証変更届出・書換申請書(様式第16号)に、行商の証及び変更事項を証明するに足る資料を添えて公安委員会に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(金属くず営業条例施行規則の廃止)

2 金属くず営業条例施行規則(昭和32年兵庫県公安委員会規則第7号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によりした許可、申請その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりしたものとみなす。

附 則(昭和42年8月25日公安委員会規則第12号)

1 この規則は、昭和42年9月1日から施行する。

2 この規則の施行の日までに交付を受けた従前の様式による金属くず商許可証の様式については、改正後の金属くず営業条例施行規則別記様式第2号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和42年12月1日公安委員会規則第18号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の金属くず営業条例施行規則の規定に基づき住民票の抄本を添えて行なつた申請または届出は、改正後の金属くず営業条例施行規則の規定に基づき住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民票の写しを添えて行なわれたものとみなす。

附 則(昭和45年10月15日公安委員会規則第15号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の金属くず営業条例施行規則(以下「改正前の規則」

という。)の規定により交付を受けている金属くず商許可証および金属くず行商の証(以下「許可証等」という。)は、改正後の金属くず営業条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)に規定する様式の許可証等とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定による標識は、改正後の規則の施行の日から3箇月間は、なお使用することができる。

附 則(平成6年3月31日公安委員会規則第5号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成12年3月31日公安委員会規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(管理者の届出)

2 金属くず営業条例の一部を改正する条例(平成12年兵庫県条例第39号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定により条例第12条第1項の管理者に係る営業所の名称及び所在地並びに当該管理者の氏名、住所及び生年月日を公安委員会に届け出ようとする者は、管理者届出書(様式第17号)を提出しなければならない。

(新許可証の交付の申請)

3 改正条例附則第5項の規定により公安委員会に改正条例第5条第1項の金属くず商許可証の交付の申請をしようとする者は、新許可証交付申請書(様式第18号)を提出しなければならない。

4 改正条例附則5項の公安委員会規則で定める書類は、旧許可証一覧表(様式第19号)とする。

附 則(平成17年4月1日公安委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月6日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。